

# 竜王町賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

令和8年1月13日

竜王町農業委員会

|                     | 平均額     | 最高額     | 最低額    | データ数 | 備考  |
|---------------------|---------|---------|--------|------|---|
| 田                   | 7,000円  | 10,000円 | 3,000円 | 205筆 |   |
| 畑                   | 5,300円  | 7,200円  | 5,000円 | 20筆  | ※令和7年は畑の賃貸借が1件のため、令和4年～令和6年のデータを使用し額を算出しています。   |
| 樹園地                 | 10,600円 | 17,000円 | 5,000円 | 62筆  | ※令和7年は樹園地の賃貸借がなかったため令和4年～令和6年のデータを使用し額を算出しています。 |
| 【参考】使用貸借(無償で使用する契約) |         |         |        | 157筆 |   |

## ◆注意事項

- ※1 農地法第52条の規定に基づき、農地の賃貸借の際の目安としていただくため、情報提供するものです。
- ※2 実際の賃借料は、耕作条件等を勘案し、当事者間で話し合いの上決定してください。
- ※3 平均額の算定については、データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いたデータを対象としています。
- ※4 この情報の作成にあたり、賃借料が物納支給のものは対象外としています。
- ※5 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。